

8. 特別牛乳搾取処理業

- 牛乳を搾取し、殺菌しないか、又は低温殺菌の方法によって、これを厚生労働省令で定める成分規格を有する牛乳に処理する営業です。
- 特別牛乳の搾取及び処理を一貫して行う営業です。
- 旧第7号から実質的な変更はありません。

